

## あいち自然環境団体・施設連絡協議会 規約

### (名称)

第1条 会の名称は、あいち自然環境団体・施設連絡協議会(愛称「あいち自然ネット」)(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、自然環境に関して活動している団体及び関係施設等が相互の情報交換及び連携強化、自然環境に関する学習や活動等の普及啓発の推進、質的向上を図り、もって持続可能な社会づくりに資することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会では、次の事業を実施する。

- (1) 相互の情報交換及び連携強化に関すること
- (2) 自然に関する学習や活動等の普及啓発の推進、質的向上に関すること
- (3) あいち海上の森センターとの協働連携に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

### (会員)

第4条 協議会は、正会員及び賛助会員で構成する。

- 2 正会員は、協議会の目的に賛同し、活動及び運営に携る団体及び施設とする。
- 3 賛助会員は、協議会の目的に賛同する団体及び施設とする。

### (入会及び退会)

第5条 協議会の正会員及び賛助会員として入会(及び退会)を希望するものは、別に定める入会(退会)申込書を協議会会長に提出する。

- 2 会費を滞納したものは、運営会議の判断により自然退会とみなすことができる。

### (会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

- 2 正会員である団体・施設については、年間3,000円(設立年度は1,000円)とする。
- 3 賛助会員については、年間一口2,000円とし、五口以上とする。
- 4 会員が脱退しても既に納入した会費は返還しない。

(役員及び組織)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、事務局長1名、幹事10名程度、  
監事2名

- 2 役員は正会員である各団体・施設から選出された代表者1名の中から選出し、定期総会で承認を受けなければならない。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 組織として、役員(監事を除く)で構成する運営会議及び事務局を置く。

(会議等)

第8条 協議会は、次の会議等を開催する。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| (1) 定期総会 | 年1回             |
| (2) 運営会議 | 原則2か月に1回会長が召集する |

(定期総会)

第9条 会長は、年1回定期総会を招集する。

- 2 総会の議長は会長をもって充てる。
- 3 総会の成立は、会員の3分の1以上の出席を必要とする。ただし、委任状出席はこれを認める。
- 4 総会の議決は出席者の過半数とする。
- 5 総会は次の事項を協議する。
  - (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員の選出
  - (5) その他事項

(会計)

第10条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、設立年度については、設立総会の日から、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、当分の間あいち海上の森センターとする。

(その他)

第12条 この規約に定めない事項については、運営会議で協議し定期総会において決定する。

付則

この規約は、平成19年12月22日から施行する。